

加 入 手 続 き

1. 加入依頼書のご提出

- ①学校の中に、ご担当者(責任者)をお決めください。
- ②ご担当者は、加入の対象となる児童・生徒・学生について被保険者名簿を作成し、加入依頼書に添付して下記提出先までご送付ください。
(被保険者の名簿は学年・クラス・氏名(傷害保険加入の場合は保険期間)が記載されていれば書式は問いません。必ず学校の控えとしてコピーをとっておいてください。)

加入依頼書ご提出先

〒103-8214 東京都中央区日本橋人形町2-26-8 サンマルコビル7F
株式会社 第一成和事務所(TEL 03-3669-2831)

※加入依頼書や名簿の書式は産業教育振興中央会のホームページにも記載されており、印刷のうえご使用いただけます。
※ご加入は随時可能ですが、児童・生徒個人での申込みはできませんので必ず学校でとりまとめをしてお申込みください。

2. 保険料のお振込み

- ①学校は、加入対象となる児童・生徒・学生(保護者)より保険料をとりまとめ、産業教育振興中央会の指定口座にお振込みいただきます。
(振込手数料は、学校のご負担となります。)
- ②保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となりますので、保険始期の前日までに着金となるように速やかにお振込みをお願いします。

【保険料お振込口座】

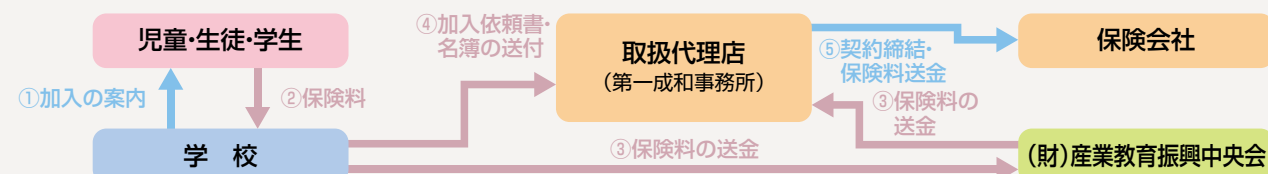
三菱東京UFJ銀行(0005)、市ヶ谷支店(014)、普通口座 1006904
口座名義:(財)産業教育振興中央会 保険口座

※お振込は電信扱をお願いします。

3. 保険証書(加入者証)等に相当するもの

- ①銀行の振込控 ②加入依頼書(写) ③加入者名簿(写)
- 保険証書(加入者証)、保険料領収証は発行いたしません。上記①～③が保険証書(加入者証)に相当しますので大切に保管してください。

4. 加入手続きフロー

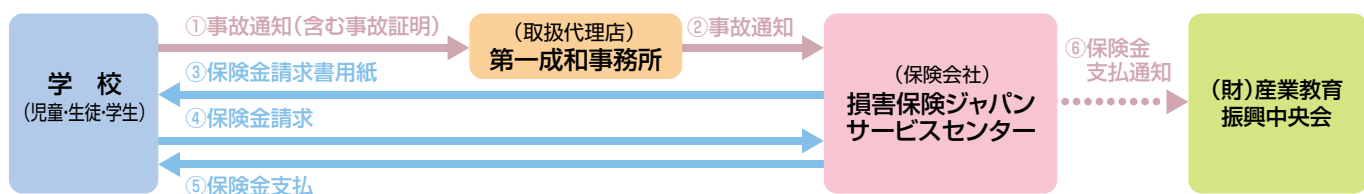


事故が発生した場合

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店(第一成和事務所)までご連絡ください(下記参照)。事故の報告書・ご連絡先は産業教育振興中央会ホームページにも記載されていますのでご活用ください。学校の証明印の入った報告書をお送りください。事故の発生の日から30日以内にご通知のない場合は保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- 学校名 ●被害者の氏名・連絡先 ●事故発生日 ●事故発生場所 ●事故の原因・状況

※賠償金は被害者の責任割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。示談に際しては事前に損保ジャパンのサービスセンターと十分ご相談ください。なお、示談交渉は加害者である被保険者または保護者に行っていただくことになります。



事故時の連絡先 (株)第一成和事務所 TEL 03-3669-2831 FAX 03-3667-9037

(取扱代理店)
株式会社 第一成和事務所
〒103-8214 東京都中央区日本橋人形町2-26-8 サンマルコビル7F
TEL 03-3669-2831 FAX 03-3667-9037
E-mail:seiwa@d-seiwa.co.jp

(引受幹事保険会社)
株式会社 損害保険ジャパン
営業開発第一部第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-3216 FAX 03-3348-6939

<保険契約者>
財団法人 産業教育振興中央会(産振中央会)
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-8-1 工業教育会館6階

TEL 03-5211-6861
http://www.sansinchuoukai.or.jp
E-mail:info@sansinchuoukai.or.jp

平成23年3月改訂版

SJ10-08124 (2011.01.12)

キャリア教育補償制度

インターンシップ・ボランティア等体験活動保険

小・中・高等学校等の児童・生徒・学生の将来のキャリア形成に関連した
職場体験・就業体験・奉仕活動中の賠償事故・ケガに対応

活動中の事故により児童・生徒・学生が法律上の賠償責任を負った場合に補償

賠償責任保険

賠償責任保険/施設所有管理者特約、生産物特約、受託者特約、
工事場内建設用工作車危険担保に関する追加条項、
農作業場内作業用車両危険担保に関する追加条項、作業対象物・
仕事の目的物に関する追加条項

活動中の事故により児童・生徒・学生がケガを負った場合に補償

傷害保険

短期活動プラン/普通傷害保険(行事参加者の傷害危険補償特約)
長期活動プラン/傷害総合保険(管理下中の傷害危険補償特約)
一括加入プラン/普通傷害保険(学校契約団体傷害保険特約)



損害保険料率算出機構(注1)の算出する参考純率(注2)の改定により、損保ジャパンは傷害保険等の保険料率改定を実施しました。これにより、平成23年4月1日以降の「長期活動プラン」の保険金額が変更となりましたのでパンフレットの4ページにて必ずご確認ください。

(注1)損害保険料率算出機構とは

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された金融庁を主務官庁とする非営利の民間の法人です。国民生活に密着した損害保険について、社会・公共的な観点から、公正で適切な保険料率の算出を通じて安定的な保険の提供を確保することを目的として昭和23年に設立され、保険業法に基づき免許を受けた損害保険会社により構成されています。

(注2)参考純率とは

損害保険料率算出機構の会員等から大量の保険データを収集し、保険数理の理論等の合理的な手法を駆使して算出している料率です。保険料率とは、保険金額(支払われる保険金の上限金額、契約金額)に対する保険料(契約者が負担する金銭)の割合をいいます。

財団法人 産業教育振興中央会(産振中央会)

本保険制度は、損保ジャパンを幹事保険会社として、次の損害保険会社との共同保険契約となっています。

<幹事会社>
損保ジャパン

東京海上日動

三井住友海上

日本興亜損保

エース損保

本保険制度に関する詳細は、ホームページにも掲載しております。

産振中央会

http://www.sansinchuoukai.or.jp

はじめに

キャリア教育・職業教育における事故への対応について

各学校における安全の確保は、児童・生徒・学生にとって、保護者にとって、教職員にとって、学校にとって、大切なことでもあります。

今、次代を担う人材育成のために、子ども・若者の発達の段階や進路など、初等中等教育において一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成するキャリア教育、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能・技術、能力を育てる職業教育の教育活動の一貫として、職場体験、インターンシップ、ボランティア活動が行われています。

しかし、その教育活動が活発になるにつれ、児童・生徒・学生の思わぬ事故の発生には特に注意すべきであります。学校関係者におかれては、事故の発生を未然に防ぐために、十分なる指導の下に行うことが求められるとともに、万が一の事故に際しての救済を受けられる仕組みが必要とされます。

本会では、児童・生徒・学生の事故に際しての救済の一つとして、文部科学省のご指導を得て、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校・高等専門学校等の児童・生徒・学生のためのインターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険、損害保険を実施し、より充実した補償内容とすべく努力しております。

21世紀の社会を担うこととなる若者が、夢と希望を持って目標に向かって学習活動を行うにあたって、本補償制度がお役に立てるものと考えており、ぜひ、ご活用いただきたいと思います。

財団法人産業教育振興中央会(産振中央会)

制度の概要

- **学校管理下のキャリア教育(職場体験等)・インターンシップ(就業体験等)・ボランティア(奉仕活動)における事故に対応**
- **団体割引により低額の保険料で高い補償** ※傷害保険の短期活動一括加入プランを除きます。
- **加入は随時1名からでも可能(一括(年度単位)加入プランを除きます。)**
- **傷害保険については活動日数1日からでも加入可能**

対象となる活動

学校が教育活動の一環とする**キャリア教育(職場体験等)**、**インターンシップ(就業体験等)**、**ボランティア(奉仕活動)**

- ※ 学校長が「学校管理下の職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動」と認める活動(往復途上を含みます。)にかぎります。
- ※ 専門高校等における実務・教育連結型人材育成システムも対象になります。
- ※ 通常の授業中の事故は対象外となります。
- ※ 看護科の生徒の医療行為(注射器の使用等)におよぶ実習は対象となりません。詳しくは産業教育振興中央会ホームページをご参照ください。

<http://www.sansinchuoukai.or.jp>

※2008年度の制度改定により、対象となる活動を勤労・職業観育成のための上記の活動に限定しておりますのでご注意ください。

補償の対象者

学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校(盲、聾、養護学校)の**児童・生徒・学生(専攻科生徒・学生を含みます。)**

※維持会員は添付の加入依頼書にてお申込ください。会員未登録の学校は、学校賛助会員にご登録(会費不要)のうえ、本制度にご加入ください。学校賛助会員への登録については産業教育振興中央会ホームページ内細則をご参照ください。

保険料や保険内容については次のページをご覧ください。

補償の対象となる主な場合	
賠償責任保険	傷害保険
<p>学校管理下で行う職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動中やそれに伴う以下の事由により第三者の身体や財物に損害を与え、児童・生徒・学生個人が法律上の賠償責任を負った場合が補償の対象となります。(往復途上も活動中を含みます。)</p> <p>※法律上の賠償責任が学校側に問われる場合には補償の対象となりません。各団体における学校賠償責任補償制度等をご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 活動に伴って発生した偶然な事故 活動に伴って生産・加工または提供した財物に起因する偶然な事故 活動の結果に起因する偶然な事故 占有、使用または管理する受託物を損壊または盗取(詐取を含みます。)により、受託物の正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負った場合 <p>など</p>	<p>〈共通〉 国内外を問わず、学校管理下で行う職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動中に児童・生徒・学生が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・180日以内に死亡された場合 ・180日以内に後遺障害を被った場合 <p>(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸引したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p> <p>〈短期活動プラン一括加入プランの場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・180日以内に医師の指示にもとづき入院(入院に準じる状態を含みます。)した場合 ・180日以内に所定の手術を受けた場合 ・180日以内に通院(往診を含みます。)し、日常生活に支障がある場合 <p>〈長期活動プランの場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1000日以内に医師の指示にもとづき入院(入院に準じる状態を含みます。)した場合 ・1000日以内に所定の手術を受けた場合 ・1000日以内に通院(往診も含みます。)し、日常生活に支障がある場合 <p>※日本スポーツ振興センターの災害補償給付とは関係なく保険金をお支払いします。</p>
<p>具体的には次のような事故が対象となります</p> 	<p>具体的には次のような事故が対象となります</p> 
補償の対象とならない主な場合	
賠償責任保険	傷害保険
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意による賠償事故 ・戦争・変乱・暴動・武装反乱による事故 ・地震・噴火・洪水・津波等の自然変象による事故 ・世帯を同じくする親族に対する事故 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任事故 ・航空機・自動車(原動機付自転車を含みます。)、船舶等の所有、使用、管理に起因する事故 ただし、農作業用車両や工作車両での公道以外(※)での事故を除きます。 ※農作業場内、施設内、工場内をいいます。 ・排水・排気に起因する事故 ・生徒の医療行為(注射器の使用等)や針・灸等におよぶ実習に起因する事故 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、ケンカ、無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療措置 ・地震、噴火またはこれらによる津波、戦争その他の暴動(テロ行為は除きます。) ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー等の危険なスポーツをしている間のケガ <p>など</p>

★保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

加入事例

A中学校では2年生の2学級合同で、教育活動の一環としてインターンシップ(就業体験活動)を行うことになり、活動中に第三者の身体や財物に損害を与える危険への備えとして「賠償責任保険」に、また、参加する生徒のケガに備えて「傷害保険」にそれぞれ以下のとおり加入。

活動要領

<p>■ 活動内容 精密機械製造会社において製造製品の検査工程を体験学習する</p> <p>■ 参加人数 64名</p>	<p>■ 活動期間</p> <p>①短期活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日間 …………… 1名 ・4日間 …………… 15名 ・5日間 …………… 40名 <p>②長期活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月間 …………… 8名 <p>合計64名</p>
--	---

加入内容

<p>■ 賠償責任保険 (参加総数) 64名 × 250円 = 16,000円</p> <p>■ 傷害保険</p> <p>①短期活動プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(活動日数)3日間 × 30円 × (口数)1 × (参加人数)1名 = 90円 ・(活動日数)4日間 × 30円 × (口数)1 × (参加人数)15名 = 1,800円 ・(活動日数)5日間 × 30円 × (口数)1 × (参加人数)40名 = 6,000円 <p>②長期活動プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(活動期間)1か月 × 500円 × (口数)2 × (参加人数)8名 = 8,000円 <p>小計 15,890円</p> <p>合計 31,890円</p>	<p>小計 16,000円</p>
---	-------------------

インターンシップ・ボランティア等体験活動 「賠償責任保険」における重要事項説明書

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の補償を受けられる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み:この制度は、賠償責任保険普通保険約款に以下各種特約条項をセットした構成となっています。
 - 施設所有管理者特約条項
 - 生産物特約条項
 - 受託者特約条項
 - 工事場内建設用工作車危険担保に関する追加条項
 - 農作業場内作業用車両危険担保に関する追加条項
 - 作業対象物・仕事の目的物に関する追加条項
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。
- 保険契約者:財団法人産業教育振興中央会
- 保険期間:それぞれのプランにおいてご指定いただいた活動日を保険期間とします。ただし、保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者:財団法人産業教育振興中央会の定めによる学校賛助会員
 - 被保険者:学校教育法に定める小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・特別支援学校(盲、聾、養護学校)の児童・生徒・学生(専攻科生徒を含みます。)
 - お支払方法:加入対象となる児童・生徒・学生(保護者)より保険料をとりまとめ、指定口座にお振込みいただけます。
 - お手続方法:加入対象となる児童・生徒・学生について被保険者名簿を作成し、加入依頼書に添付してパンフレット記載の提出先にご送付ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

学校が教育活動の一環とするキャリア教育(職場体験等)、インターンシップ(就業体験等)、ボランティア(奉仕活動)の活動中に生じた以下の偶然な事故によって、児童・生徒・学生が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金および費用をお支払いします。ただし、1回の事故(※)について損害賠償金は保険金額を限度とし、損害賠償金が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。
*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
*保険期間の開始時より前に発生した事故に対する損害については、保険金をお支払いできません。
(※)「1回の事故」とは、発生時間または発生場所のいかんにかかわらず、同一の原因から生じた一連の事故をいいます。

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
施設賠償責任	偶然な事故により他人の生命もしくは身体を害したまたはその財物を滅失、き損もしくは汚損した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)および費用(応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。	直接である間接であるを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 【共通】 ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象によって生じた賠償責任 ⑤原子力に係る賠償責任 ⑥石綿損害に係る賠償責任 ⑦専門職業人としての行為(医療行為、弁護士業務等)に係る賠償責任 ⑧排水または排気によって生じた賠償責任 など 【施設賠償責任】 ①施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ②自動車(原動機付自動車を含みます。)、航空機、船舶の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ただし、農作業用車両や工作車両での公道以外(*)での事故を除きます。*農作業場内、施設内、工事場内をいいます。 ③給排水管、冷暖房装置などから漏水によって生じた賠償責任 など 【生産物賠償責任】 ①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊それ自体の賠償責任 ②被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 ④回収措置に要した費用(左記(注)参照) など 【受託物賠償責任】 ①受託物の自然の消耗もしくはかしまは受託物本来の性質またはねずみ食いもしくは虫食いなどに起因する賠償責任 ②受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ③給排水管、冷暖房装置などから漏水によって生じた賠償責任 ④現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書等の受託物の損壊等に起因する賠償責任 ⑤受託物の修理または加工に起因する賠償責任 など
生産物賠償責任	次のいずれかの事故により、他人の生命もしくは身体を害したまたはその財物を滅失、き損もしくは汚損した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)および費用(応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。 (1)被保険者の占有を離れた生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故 (2)被保険者が行った仕事の終了後または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因して保険期間中に生じた偶然な事故 (注)事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払い対象となりません。なお、回収措置に要した費用については、保険金のお支払い対象となりません。	
受託物賠償責任	被保険者が管理する受託物が次のいずれかの間に損壊または盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(修理費、再調達に要する費用等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。 (1)受託物が保管施設内で管理されている間 (2)受託物が目的に従って前号の保管施設外で管理されている間	

- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

インターンシップ・ボランティア等体験活動 「傷害保険」における重要事項説明書

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み:この制度は、各プラン毎に以下の約款構成となっています。
 - ①短期活動プラン/傷害保険普通保険約款+行事参加者の傷害危険補償特約
 - ②長期活動プラン/傷害総合保険普通保険約款+管理下中の傷害危険補償特約
 - ③一括加入プラン/傷害保険普通保険約款+学校契約団体傷害保険特約
- 保険契約者:財団法人産業教育振興中央会
- 保険期間:それぞれのプランにおいてご指定いただいた活動日を保険期間とします。ただし、保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者:財団法人産業教育振興中央会の定めによる学校賛助会員
 - 被保険者:学校教育法に定める小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・特別支援学校(盲、聾、養護学校)の児童・生徒・学生(専攻科生徒を含みます。)
- お支払方法:加入対象となる児童・生徒(保護者)より保険料をとりまとめ、指定口座にお振込みいただけます。
- お手続方法:加入対象となる児童・生徒について被保険者名簿を作成し、加入依頼書に添付してパンフレット記載の提出先にご送付ください。
- 中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の財団法人産業教育振興中央会までご連絡ください。
- 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。ただし、学校が教育活動の一環とするキャリア教育(教育体験等)、インターンシップ(就業体験等)、ボランティア(奉仕活動)の活動中に事故にかぎります。(注1)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。(注2)宿泊中の事故は対象外です。
保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
「急激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%(長期活動プランについては4%~100%)をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合}$ 【①短期活動プラン・③一括加入プラン】3%~100%【②長期活動プラン】4%~100%	
入院保険金	事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて以下日数以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ 【①短期活動プラン・③一括加入プラン】事故の発生の日から180日以内 【②長期活動プラン】事故の発生の日から1,000日以内	
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて以下日数以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けたとき、入院保険金日額に所定の倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 【①短期活動プラン・③一括加入プラン】事故の発生の日から180日以内 【②長期活動プラン】事故の発生の日から1,000日以内 $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)}$	
通院保険金	事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含みます。))し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて以下日数以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復した時以降の通院はお支払いの対象になりません。また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ 【①短期活動プラン・③一括加入プラン】事故の発生の日から180日以内の90日限度 【②長期活動プラン】事故の発生の日から1,000日以内の90日限度	

- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

ご加入に際して、 特にご注意いただきたいこと

1 クーリングオフ

この保険は、団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2 ご加入時における注意事項(告知義務等)

【傷害保険】

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の人数等、保険料算出の根拠となる項目
- ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- *口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。特に被保険者および活動日の記載内容にご注意ください。

【賠償責任保険】

1. 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
 - 加入依頼書の記載事項すべて
2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

 - ①加入者の増減と変更
 - ②業務内容
 - ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

3 ご加入後における留意事項(通知義務等)

【傷害保険】

- 被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【賠償責任保険】

1. 保険契約締結後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
 - 加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。
2. 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
 - ご契約者の住所などを変更される場合
3. ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

4 責任開始期

それぞれのプランにおいてご指定いただいた活動日を保険期間とします。ただし、保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となります。

5 事故が起きた場合の取扱い

【傷害保険】

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

【賠償責任保険】

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応をしなかった場合、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの調査に協力をお願いします。

示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日以上の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 日本国外での調査
- ④ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 - ・上記の①から④の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
 - ・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
 - ・賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
 - ・被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

6 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。中途脱退に際して、返れい金のお支払いはありません。

8 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は損害保険会社5社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損保ジャパンは幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	賠償責任保険		傷害保険	
	引受割合	引受割合 (短期活動・一括加入)	引受割合 (長期活動)	引受割合 (長期活動)
株式会社損害保険ジャパン(幹事)	56%	73%	80%	
日本興亜損害保険株式会社	11%	8%	13%	
東京海上日動火災保険株式会社	13%	7%	7%	
三井住友海上火災保険株式会社	11%	7%	—	
エース損害保険株式会社	9%	5%	—	

9 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

10 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提出します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

傷害保険のご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることを確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



よくあるご質問

<p>Q 賠償責任保険と傷害保険は両方加入する必要がありますか?</p> <p>A 賠償責任保険のみ、傷害保険のみのどちらか一方でもご加入いただけます。両方ご加入いただいた方がより安心です。</p>	<p>Q 加入依頼書・名簿はFAXにて送付すればいいのでしょうか?</p> <p>A 加入依頼書・名簿は郵送にてお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">裏表紙参照</p>
<p>Q 傷害保険について宿泊をともなう活動がありますか? 短期活動プランに加入できますか?</p> <p>A 宿泊をともなう場合には短期活動プランにはご加入いただけませんので、長期活動プランへご加入ください。</p> <p style="text-align: right;">4ページ参照</p>	<p>Q 保険料の振込が活動日の前日に間に合わないが何とかならないか?</p> <p>A 産業教育振興中央会にて入金(着金)が確認できたその翌日より補償開始となりますので、ご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">3・4ページ参照</p>
<p>Q 1名からでも加入できますか?</p> <p>A 可能です。ただし、傷害保険の一括加入プランは、クラス・学科・学年単位全員の加入となります。</p> <p style="text-align: right;">1・4ページ参照</p>	<p>Q 見積書・請求書を作成してほしいのですが?</p> <p>A 産業教育振興中央会ホームページから「御見積書・御請求書の発行申込書」を印刷し必要事項を記入のうえ加入依頼書とあわせて第一成和事務所にお送りください。</p>
<p>Q 活動日程が未定ですが、申し込みできますか?</p> <p>A 傷害保険の短期活動プランは活動日を指定いただくので、日程が決定してからお申し込みください。加入者名簿に幼児・生徒等の期間とそれに該当する保険料を記入してください。日程が決まらない場合は長期一括プランにお申し込みください。</p> <p style="text-align: right;">4ページ参照</p>	<p>Q 加入者証が届かないのですが?</p> <p>A 加入者証は発行しておりません。加入者証に相当するものは、①銀行の振替控え ②加入依頼書(写) ③加入者名簿(写)です。大切に保管ください。</p> <p style="text-align: right;">裏表紙参照</p>
<p>Q 加入依頼書・パンフレットを送ってください。</p> <p>A お急ぎであれば、産業教育振興中央会ホームページから印刷できます。簡易版もご用意させていただきますのでご利用ください。http://www.sansinchuoukai.or.jp</p>	<p>Q 加入依頼日はいつの日付にすればいいのですか?</p> <p>A 加入依頼書作成日をご記入ください。</p>

その他のよくあるご質問は産振中央会のホームページに記載しております。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- **取扱代理店** 株式会社 第一成和事務所 TEL. 03-3669-2831 FAX. 03-3667-9037
〒103-8214 東京都中央区日本橋人形町2-26-8 サンマルコビル7F
- **引受保険会社** 株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第一部第一課 TEL. 03-3349-3216 FAX. 03-3348-6939
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- **保険契約者** 財団法人 産業教育振興中央会 TEL. 03-5211-6861
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-8-1 工業教育会館6階
- **指定紛争解決機関** 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号 **0570-022808** (ナビダイヤル) (受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで)
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
- **事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートデスクへご連絡ください。**
(フリーダイヤル) **0120-727-110**
受付時間 ◆平日/午後5時から翌日午前9時まで ◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。